

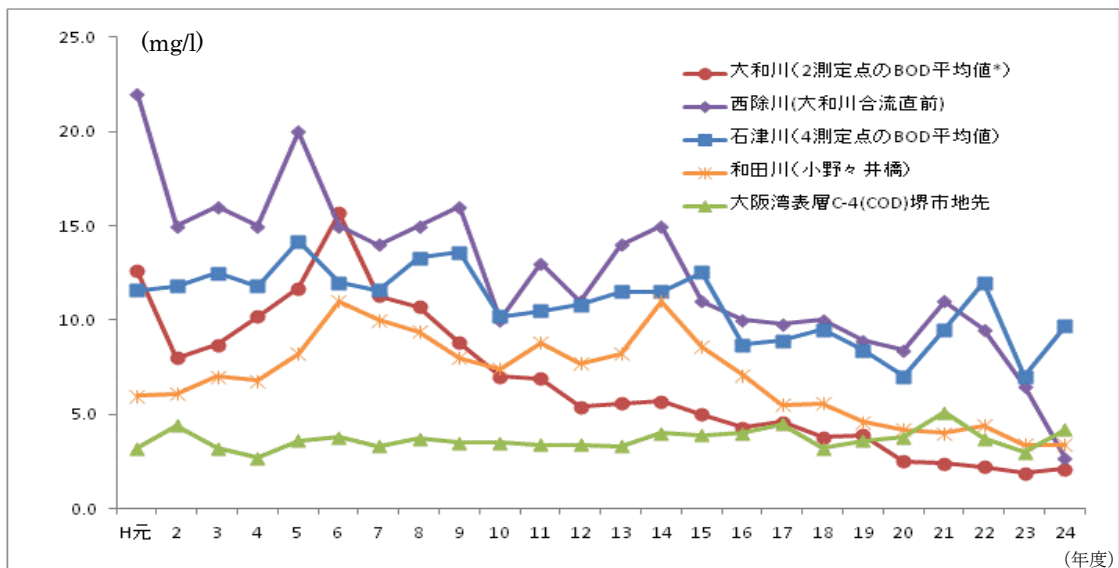
②川・池等の水のきれいさ（水質汚濁）

本市の河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）については、工場・事業場に対する規制指導や下水道整備等により、概ね改善傾向にあります。なお、石津川水系（石津川及び和田川）について、石津川のBODの平均値が平成21年度、22年度に一時増加しましたが、平成23年度には減少しています。また、大和川水系（大和川（本市と接する区間）及び西除川）についても改善傾向にあります。

平成24年度末、下水道普及率は下水道処理区域普及率97.3%（実処理区域普及率99.7%）まで整備が進んでいます。今後は、下水道未接続の工場・事業場等の解消などにより、環境基準の達成を維持するよう努める必要があります。

なお、地下水については、過去の調査で地下水汚染が判明した4地点について、地下水汚染の継続的な監視、経年的なモニタリングのため定期モニタリング調査を実施しています。平成24年度の水質概況調査の結果、トリクロロエチレンが1地点、1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーが1地点で環境基準を超過しており、継続して監視に努める必要があります。

■環境基準類型指定河川及び海域の汚濁の推移（年平均値）

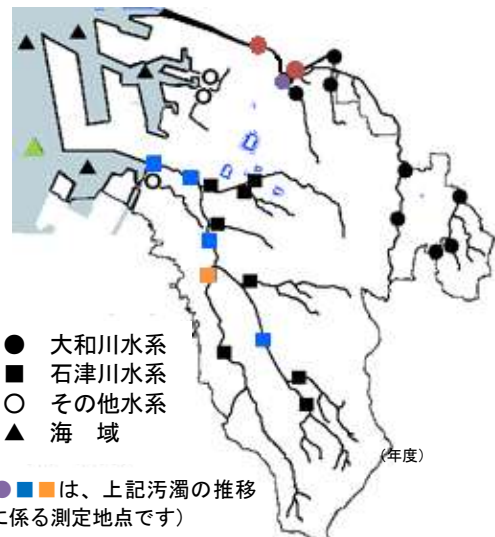


- * 大和川2測定点（「浅香新取水口」・「遠里小野橋」）は国土交通省近畿地方整備局が測定を実施しています。また、平成10年度までは3測定点の平均値です。
- * 石津川は「石津川橋」・「毛穴大橋」・「神石橋」・「新川橋」で測定を実施しています。
- * 大阪湾表層C-4測定点は大阪府が測定を実施しています。



石津川水系石津川橋付近

■水質調査地点

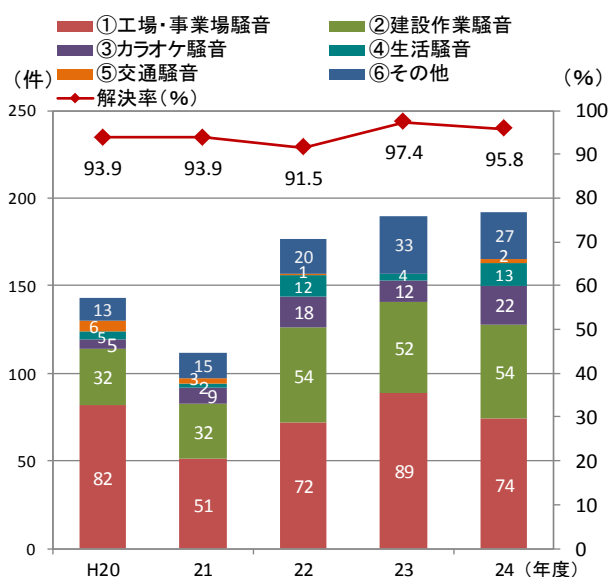


③まちの静けさ（騒音・振動）

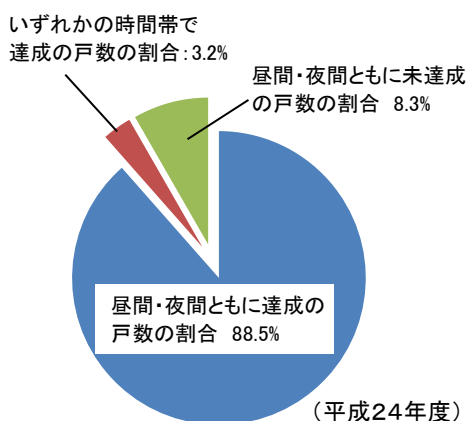
騒音、振動に関する苦情は、工場、事業場（商店・飲食店等）及び建設作業現場に起因するものが多くを占めています。苦情発生地域としては、住居系地域が49.4%、商業系地域17.7%、工業系地域16.1%です。住居、工場、商店が混在する地域では、規制の対象とならないエアコン等の日常生活に係る生活騒音、ヘリコプター騒音に関する相談が増えています。自動車騒音については、幹線道路（16区間）の昼間・夜間の環境基準達成率は88.5%でした。

なお、道路交通振動については、全ての地点で要請限度を下回っています。

■騒音苦情件数の推移



■自動車騒音に係る環境基準の達成状況



南区赤坂台付近の防音壁

④まちの清潔さ（環境美化）

平成13年10月に市、市民、事業者等の責務を規定した「堺市まちの美化を推進する条例」を施行し、歩道の美化清掃等のボランティア活動を支援する「堺市まち美化促進プログラム」（アドプト制度）を進めています。（平成24年度末現在、244団体が登録）

さらに、平成21年10月に施行した「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」では、基本理念の一つに地域の美化活動を位置づけています。また、条例では、「路上喫煙等禁止区域（堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺）」を指定し、路上喫煙や空き缶等のポイ捨て行為に対し1,000円の過料という罰則を定め、平成23年4月1日から過料徴収を開始しています。

■環境美化作業実績の推移

種別	年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄※ (委託業者収集分)	3,964 (72)	3,644 (58)	3,633 (42)	3,378 (46)	3,527 (44)
町会清掃	2,577	2,869	3,303	3,090	3,022
《合計》	6,541	6,513	6,936	6,468	6,549

※ 環境業務課及び各区役所地域美化係による直接回収件数を含む。

地域の美化活動



路上喫煙禁止区域



路上喫煙巡視活動



違反者には1,000円の過料

⑤化学物質の安全性（有害化学物質）

◆ダイオキシン類対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、工場・事業場に対して規制・指導を行うとともに、大気、水質、地下水、土壌における環境濃度を調査しています。

平成24年度におけるダイオキシン類の環境調査結果では、全ての測定地点において環境基準を達成しています。

ダイオキシン類調査結果（平成24年度）

	地点数	濃 度	環境基準
大 気	4	0.019~0.13 pg-TEQ/m ³	年平均0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
公 共 水 域 水 質	6	0.056~0.50 pg-TEQ/L	年平均1 pg-TEQ/L以下
公 共 水 域 底 質	6	0.23~88 pg-TEQ/g	年平均150 pg-TEQ/g以下
地 下 水 質	3	0.0015~0.071 pg-TEQ/L	年平均1 pg-TEQ/L以下
土 壌	4	1.2~8.3 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g以下

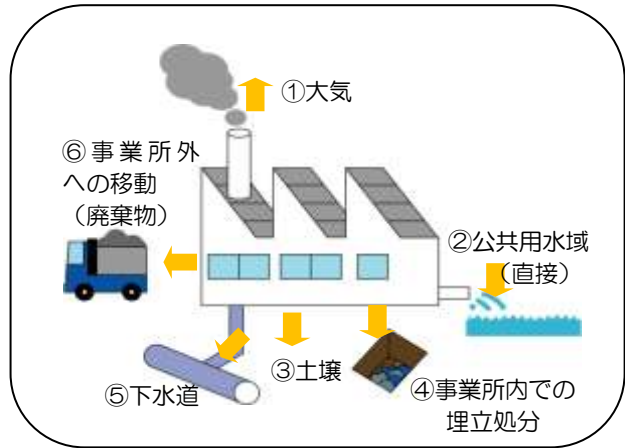
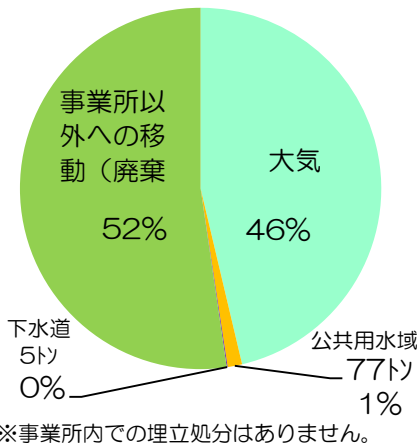
★ 1 pg（ピコグラム）とは
質量の単位で、1兆分の1gをいいます。

◆化学物質対策

化学物質等に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の化学物質管理制度に基づき、排出量等の把握をしています。さらに、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、健康リスクに係る情報の収集・提供等に努め、市民・事業者・行政が情報を共有し、社会全体で化学物質に対する安全性を確保する必要があります。

平成23年度の堺市内の届出排出量・移動量の合計は5,932トンとなっています。廃棄物としての移動量が最も多く、3,103トンで52%を占めており、次に大気への排出量が2,747トンで46%を占めています。

■堺市域における化学物質等の届出排出量・移動量（平成23年度）



◆アスベスト対策

アスベスト（石綿）については、市内における大気中の濃度の実態を把握するために、4地点で調査を実施しています。平成24年度調査の最高値濃度は0.25本/Lで全ての調査地点で「大気汚染防止法」のアスベスト製品の生産又は加工にかかる工場等の敷地境界基準（1リットル10本以下）を満たしています。

また、「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、吹き付けアスベスト等が使用されている建築物の解体作業について届出の審査や解体現場への立入検査を行うほか、監視のためのパトロールを行っています。

■立入検査およびパトロールの件数（平成24年度）

法及び条例に基づく届出数	届出関係の立入件数	パトロール件数
66	55	21



建築物解体現場への立入

⑥土の安全性（地盤）

「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、一定の土地に対して、その土地の所有者等に特定有害物質25物質（条例の場合は管理有害物質26物質）を対象に、土壌汚染調査の義務を課しています。その結果、土壌汚染が判明した場合には、「要措置区域（条例の場合は要措置管理区域）」又は「形質変更時要届出区域（要届出管理区域）」として指定し、人への健康被害の防止に関する措置等を講ずることとなっています。

また、法、条例に基づかない自主的な土壌汚染状況調査の報告など土壌汚染に関する各種相談が寄せられることから、これらの報告等を受け、法、条例に基づく手続き、土壌汚染による健康リスクの低減等の指導を行っています。

■土壌汚染に係る指定区域の指定等（累計）（平成24年度末）

土壌汚染対策法		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
形質変更時要届出区域の指定	17件	要届出管理区域の指定	13件

※平成24年度末時点で、要措置区域及び要措置管理区域はありません。